



諮問第1218号
平成25年10月1日

情報通信審議会
会長 西田 厚聰 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方

郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方

1 諮問理由

平成24年の郵政民営化法改正により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務（郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務）が課された。

一方で、インターネットの普及等による郵便物数の減少等、郵政事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、将来にわたり郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務の履行の確保が図られるよう、必要な方策の検討を進めることが課題となっている。

また、信書便事業に関し、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、ユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、平成25年度に検討を行い、結論を得ることとされた。

このため、郵便・信書便市場の競争促進や活性化の観点から、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等について検討を進めることが必要である。

以上を踏まえ、郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策について、情報通信審議会に諮問する。

2 答申を希望する事項

(1) 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策

- ・ 郵政事業のユニバーサルサービスの内容・水準・コスト算定手法の整理
- ・ 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策

(2) 郵便・信書便市場の活性化方策

- ・ 一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方

(3) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

平成27年7月目途（平成26年3月目途に中間答申）

4 答申が得られた時の行政上の措置

今後の郵政行政の推進に資する。